



● 規格開発の手順書

手順 1 (規格委員会の設置)
協議会は、委員会設置要領を作成又は改訂し、これに基づき規格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 委員会の委員は、水産業、加工流通業、環境団体、消費者団体及び学識経験者等から構成され、理事会の決議を経て会長が委嘱する。なお、委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。
手順 2 (規格委員会開催の公告)
委員会は、検討する規格の概要、スケジュール、実施手順及び協議手順その他規格開発等を実施するにあたって必要となる文書を作成し、委員会設置要領とともにウェブ上に掲載する。また、規格を改訂する場合は、すべての既認証取得者に対し、改訂する旨と新規格への移行期間を通知する。
手順 3 (規格原案の作成)
委員会は、委員全員の合意に基づいた規格原案を作成する。規格原案の作成にあたっては、ISO/IEC Guide59 等の国際標準を最大限遵守し、明確で分かりやすい表現を用いることに留意する。
手順 4 (意見公募)
委員会は、規格原案に対する意見を匿名可能な方法で 60 日以上の募集期間を設けて公募する。なお、公募に先立ち、委員会は、意見公募の実施を公告する。
手順 5 (規格最終案の作成)
委員会は、意見の反映等規格原案の精査を行い、規格最終案を作成する。なお、公募期間中に受理した意見は、匿名事項に配慮しつつ、ウェブ上に公表する。
手順 6 (実行可能性の検証)
委員会は、規格最終案の実行可能性を検証する。万一規格最終案が実行可能でないとの結果に至った場合には当該規格最終案を差し戻し、再度検討を行う。
手順 7 (総会の承認と掲載)
協議会は、総会を招集して規格最終案を審議し、承認の可否を決定する。承認の可否は、協議会定款第 17 条により実施する。総会承認後、協議会は速やかに承認された規格をウェブ上に掲載する。